

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護サービス

ふくし百選 ケア・アシスト あずみ

運 営 規 程

北電産業株式会社 福祉事業部

(事業の目的)

第1条 北電産業株式会社（以下、「事業者」という。）が開設する「ふくし百選 ケア・アシスト あずみ（以下「事業所」という。）」が行う指定訪問介護・指定介護予防訪問介護サービスの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者及び訪問介護員（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下、「利用者」という。）に対し、その有する能力や心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、事業を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護保険法、その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問介護サービスの運営の方針)

第3条 指定介護予防訪問介護サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 指定介護予防訪問介護サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、その結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

- 3 指定介護予防訪問介護サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護予防支援事業者、医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 介護保険法、その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ふくし百選 ケア・アシスト あずみ
- ② 所在地 富山市上富居2丁目2番27号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

職 種	員数	備 考
管理者	1名	
サービス提供責任者	1名以上	
訪問介護員等(ケアスタッフ)	2.5名以上	常勤管理者兼務1名 常勤サービス提供責任者兼務1名

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・利用の申込みに係る調整、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成・変更等に関すること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席や利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、利用者の状況についての情報を伝達し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- ② 営業時間 午前0時から午後12時までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者それぞれの負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- ① 身体介護
 - ② 生活援助
- 2 指定介護予防訪問介護サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者それぞれの負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。
- ① 訪問型独自サービスⅠ…1週に1回程度
 - ② 訪問型独自サービスⅡ…1週に2回程度
 - ③ 訪問型独自サービスⅢ…1週に2回を超えた場合
- 3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて事業を行う場合は、所定単位数に中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を加算する。
- 4 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富山市内とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

- 4 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第10条 事業者は、事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生及び再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高

齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 事業者は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北電産業株式会社代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

第14条 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。
 - 3 事業者は、利用者の求めに応じ、サービスの提供に関する記録の閲覧及び複写ができるよう措置を講ずるものとする。

附 則 この規程は、平成26年8月1日から施行する。

1. 「第6条 営業日及び営業時間」について、営業日を改定（平成26.11.21）
2. 「第6条 営業日及び営業時間」について、営業時間を改定（平成26.12.19）
3. 「第7条 事業の内容及び利用料」について、利用料は利用者それぞれの負担割合に応じた額とする旨に記載内容を改定（平成27.8.1）
4. 「第4条 事業所の名称等」について、所在地を改定
「第5条 職員の職種、員数及び職務の内容」について、職務の一部を改定（平成28.3.1）
5. 「第9条 通常の事業の実施地域」について、長岡、豊田、広田を追加（平成29.3.1）
6. 介護予防・日常生活支援総合事業への移行にともなう改定

「第 1 条 事業の目的」について記載内容を改定、「第 2 条及び第 3 条 運営の方針」について法令遵守に関する記載をそれぞれ第 3 項及び第 4 項として追加、「第 13 条第 3～4 項」を第 11 条第 3～4 項に変更、「第 14 条 記録の整備」の条項を追加(平成 29.4.12)

7. 介護予防・日常生活支援総合事業への移行にともなう改定

「第 1 条及び第 3 条、第 7 条」より介護予防訪問介護を削除、「第 7 条 事業の内容及び利用料等」について、サービス内容の名称を訪問型独自サービスに変更(平成 30.4.1)

8. 「第 4 条 事業所の名称等」について、名称及び所在地を改定

「第 6 条 営業日及び営業時間」について、営業日及び営業時間を改定し、連絡体制についての記述を削除

「第 8 条 通常の事業の実施地域」について、実施地域を富山市内に改定(令和 5.4.1)

9. 「第 12 条 虐待防止に関する事項」について、虐待の防止のための措置に関する事項を改定(令和 6.4.1)